

令和七年

鹿児島県議会

# 決算特別委員会会議録

## 第四号（子ども政策局）

一、委員会を開催した年月日、場所  
令和七年十月九日（木曜日）  
産業経済委員会室

### 二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	委員
小川 みさ子	委員
岩重 あや	委員
しらいし 誠	委員
田畑 浩一郎	委員
大久保 博文	委員
前野 義春	委員
柳 誠子	委員
藤崎 剛	委員
田之上 耕三	委員

### 三、欠席した委員の氏名 なし

四、出席した委員外議員の氏名  
なし

### 五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

子ども政策局 新川 康枝	局長
益山 純徳	次長
増田 成美	子ども政策課長
大小田 敦	子育て支援課長
今和泉 俊郎	参事（母子保健・医療担当）
長井 正彦	子ども福祉課長

### 議会事務局

上今 朋未	委員会第五係長
片野田 真知子	委員会第三係長

### 六、会議に付した事件

(一) 議案  
議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め  
る件

### 七、審査経過

.....

○永井委員長 再開いたします。

ただいまから、子ども政策局の審査を行います。

初めに、子ども政策局長の総括説明を求めます。

○新川子ども政策局長 子ども政策局関係の令和六年度決算の概要につきまして、着座にて御説明いたします。

初めに、資料にはございませんが、子ども・子育て関連施策についてさらなる推進を図るため、令和六年度に新たに子ども政策局を設置いたしました。

結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージごとの課題に対応したかごしま子ども・子育て支援パッケージなど、子ども・子育て支援施策に総合的に取り組んでいるところでございます。

それでは、主要施策の成果に関する調査に基づき、主なものを御説明いたします。

保健福祉部（子ども政策局）の三ページを御覧ください。

二の（一）結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくりの①総合的な結婚支援の推進でございます。

（一）出会い・結婚相談事業につきましては、かごしま出会いサポートセンターを運営するなど、結婚を希望する方の出会いのきっかけづくりや結婚を支援したところでございます。

四ページを御覧ください。

（二）地域少子化対策強化事業につきましては、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図るため、育児の日フォーラムの開催や、市町村における結婚支援に係る経費の補助等を行ったところでございます。

六ページを御覧ください。

②健やかな妊娠・出産への支援でございます。

七ページの（二）母子健康対策事業の八ページ、エ、小児慢性特定疾病医療費助成事業につきましては、国が定めた子どもの慢性疾患である小児慢性特定疾病の医療費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ったところでございます。

十ページを御覧ください。

（六）不妊治療対策事業の十一ページ、ウ、先進医療不妊治療費助成事業につきましては、保険適用による生殖補助医療と併用可能な先進医療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ったところでございます。十二ページを御覧ください。

③周産期医療・小児医療の提供体制の確保でございます。

十三ページの（二）離島地域出産支援事業につきましては、島内で分娩等がでない離島地域の妊婦が、島の産科医療機関を利用する際の健診や出産時の現地滞在に要する交通・宿泊費用等を助成する市町村に対し補助を行い、経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを図ったところでございます。

十五ページを御覧ください。

（二）安心して子育てができる社会づくりの①社会全体で子育てを応援する気運の情勢でございます。

（三）子育て支援ポータルサイト事業につきましては、子育て世代を支援するため、妊娠、出産、子育てに関する情報をステージ別、目的別に検索できるポータルサイトを開設したところでございます。

十六ページを御覧ください。

②地域における子育ての支援でございます。

十九ページの（五）地域子ども・子育て支援事業につきましては、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が行う延長保育や放課後児童クラブへの支援などに対し助成を行ったところでございます。

二十三ページを御覧ください。

③保育士等の人材確保でございます。

（一）保育士修学資金貸付等事業につきましては、保育人材の確保を図るため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金や、潜在保育士等の再就職等に伴う費用の貸付を行ったところでございます。

二十七ページを御覧ください。

④子育ての経済的負担の軽減でございます。

二十八ページの（二）子ども医療費助成事業につきましては、子育て期にある

家庭の乳幼児医療に係る経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図ることや、経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、乳幼児や住民税非課税世帯の高校生までを対象に、医療費を助成する市町村に対し補助を行ったところでございます。

三十ページを御覧ください。

(八) 児童手当支給事業につきましては、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町村が児童を養育している者に支給した児童手当について、県負担金を市町村に交付したところでございます。

三十一ページを御覧ください。

⑤ 子育て支援施策の着実な推進でございます。

(一) 子ども・子育て総合推進事業につきましては、子ども・子育て支援会議などを開催するとともに、本県の子ども・子育て施策を総合的に推進するための指針となるかごしま子ども未来プラン二〇二五を策定したところでございます。

(二) 子ども・子育て市町村応援交付金事業につきましては、地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村に対して子ども・子育て市町村応援交付金を交付したところでございます。

三十三ページを御覧ください。

(三) 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくりの①子どもの生活支援でございます。

三十八ページの(十一)こどもの居場所に関する実態調査事業につきましては、フリースクール等に関する支援の在り方について検討するため、長期欠席者及び保護者の支援ニーズやフリースクール等の施設の状態等を把握するための実態調査を行ったところでございます。

三十九ページを御覧ください。

② 児童虐待防止対策の推進でございます。

四十一ページを御覧ください。

(四) 中央児童相談所一時保護所整備事業につきましては、老朽・狭隘化が顕著

である中央児童相談所の一時保護所について、国が定める基準も踏まえ、建替え等に係る基本設計等を行ったところでございます。

四十二ページを御覧ください。

③ 青少年の社会的自立の支援でございます。

(一) 若者自立支援対策推進事業につきましては、総合相談窓口の運営や関係機関・団体等と連携した取組により、不登校やひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者及びその家族等に対して総合的な支援を行ったところでございます。

以上で、子ども政策関係の説明を終わります。

詳細につきましては、後ほど、関係課長から御説明いたします。よろしくお願いたします。

○ 永井委員長 次に、子ども政策課長の説明を求めます。

○ 増田子ども政策課長 子ども政策課関係の令和六年度決算につきまして、審査説明資料により御説明申し上げます。

五ページを御覧ください。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

初めに、九、国庫支出金は、地域少子化対策強化事業や結婚新生活支援事業等に係る国からの補助金でございます。

次の段の十四、諸収入の雑入は、地域子ども・子育て支援事業補助金の実績訂正に伴う返納や、出会い・結婚相談事業委託業務にかかる会費収入などでございます。

六ページを御覧ください。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

三、民生費の三、児童福祉費のうち一、児童福祉総務費でございます。

上から四段目の少子化対策推進事業は、独身男女の結婚支援や地域における子育て支援等の取組に要した経費でございます。

次の段の多子世帯保育料等軽減事業は、幼稚園・保育所等を利用する多子世帯の第三子以降の保育料等の補助に要した経費でございます。

次の段の児童手当事務費は、市町村の児童手当支給事務の指導監査等に要した

経費でございます。

下から二段目の結婚新生活支援事業は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する市町村への補助に要した経費でございます。

一番下のライフプラン形成促進事業につきましては、ライフプラン形成を応援する動画の制作・配信や、セミナー開催に要した経費でございます。

七ページを御覧ください。

四、児童福祉施設費でございます。

児童健全育成対策事業は、児童厚生施設の整備等に係る補助に要した経費でございます。翌年度繰越につきましては、計画調整等に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難になったことによるものでございます。

八ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。今後とも執行見込額の精査等による決算不用額の縮小に努めてまいりたいと考えております。

以上で子ども政策課関係の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、子育て支援課長の説明を求めます。

○大小田子育て支援課長 子育て支援課関係について、御説明申し上げます。

十一ページを御覧ください。

まず、歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

初めに、八、使用料及び手数料は、保育士登録の際に必要な手数料の収入でございます。

中ほどの九の二、国庫補助金でございます。二、民生費国庫補助金は、保育所等に対する保育支援者の配置支援や、保育士修学資金貸付等に係る補助金でございます。

一つ飛びまして、七、土木費国庫補助金は、私立幼稚園等の耐震診断事業に係る補助金でございます。

一つ下の九、教育費国庫補助金は、私立幼稚園の運営費補助や、認定こども園等における教育の質の向上のための研修、環境整備等に係る補助金でございます。

一つ下の十、災害復旧費国庫補助金は、保育所等の災害復旧事業に係る補助金でございます。

十二ページを御覧ください。

中ほどの十二、繰入金でございます。安心こども基金繰入金は、実施期間が終了した事業に係る国庫返還などに要する経費を、同基金から繰り入れたものでございます。

一つ下の十四、諸収入の雑入は、子どものための教育・保育給付費の県費負担額の確定に伴う返納などでございます。

十三ページを御覧ください。

歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。

中ほどの三、民生費の三の一、児童福祉総務費でございます。

四つ目の子ども・子育て総合推進事業は、県認定こども園部会の開催等に要した経費でございます。

十四ページを御覧ください。

中ほどの二、児童措置費でございます。

一つ目の子どものための教育・保育給付事業は、市町村が保育所等に支給した施設型給付費等に対する県の負担に要した経費でございます。

一つ飛びまして保育所等物価高騰対策支援等事業は、原油価格・物価高騰等の影響を受けている保育所等に対する光熱費や食費等の価格高騰分の助成に要した経費でございます。翌年度繰越につきましては、国の補正予算に伴う事業であり、執行期間が不足したことから、繰り越したものでございます。

三、母子福祉費でございます。

一つ目のひとり親家庭医療費助成事業は、ひとり親家庭等医療費の自己負担に係る市町村の助成額に対する補助に要した経費でございます。

十五ページを御覧ください。

四、児童福祉施設費でございます。

一つ目の児童健全育成対策事業は、放課後児童クラブの施設整備等の補助及び放課後児童支援員の認定資格研修等に要した経費でございます。

一つ飛びまして子ども・子育て支援総合対策事業は、保育士が働きやすい職場

環境の整備や、保育従事者のための研修等の支援に要した経費でございます。

三つ下のプライバシー保護設備等支援事業は、子どものプライバシー保護のためのパーテーション設置等に係る費用の一部支援に要した経費でございます。

四、衛生費の一の一、公衆衛生総務費でございます。

一つ目の不妊治療対策事業は、不妊に関する相談及び先進医療不妊治療費の助成に要した経費でございます。

十六ページを御覧ください。

三つ目の母子健康対策事業は、先天性代謝異常等検査の実施や、養育医療費及び小児慢性特定疾病医療費の助成等に要した経費でございます。

十七ページを御覧ください。

三の一、保健所費でございます。

一つ目の乳幼児発達相談指導事業は、乳幼児の発育発達クリニック開催等に要した経費でございます。

四の一、医薬総務費の緊急医師確保対策事業は、医師の処遇改善に取り組む医療機関等に対する助成に要した経費でございます。

一つ下の二、医務費の救急医療確保対策事業は、休日等における小児救急患者の症状に応じた救急医療体制の整備に要した経費でございます。

十、教育費でございます。

十八ページを御覧ください。

二つ目の私立学校助成事業は、私立学校の振興を図るための補助に要した経費でございます。

十一、災害復旧費でございます。保育所等災害復旧事業は、日向灘地震により被害を受けた保育所等の災害復旧に要した経費でございます。翌年度繰越につきましては、計画調整等に不測の日数を要し、年度内の完成が困難になったことから繰り越したものでございます。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理状況につきましては、十九ページに記載のとおり、執行見込額の精査等による決算不用額の縮小に努めてまいりたいと考えております。

以上で子育て支援関係の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 最後に、子ども福祉課長の説明を求めます。

○長井子ども福祉課長 子ども福祉課関係の令和六年度決算につきまして、御説明申し上げます。

二十二ページを御覧ください。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

初めに、七、分担金及び負担金は、児童養護施設等の入所児童の保護者負担金でございます。

収入未済額の主な理由につきましては、債務者の生活困窮などによるものでございます。

次に、九、国庫支出金でございますが、児童保護費に係る国庫負担金や児童福祉等の事業に係る国庫補助金などがございます。

二十四ページを御覧ください。過年度分収入未済額調べでございます。

不納欠損額につきましては、債権確保の努力をいたしましたが、時効完成となつた分の不納欠損処分によるものでございます。

なお、収入未済額につきましては、児童福祉費負担金及び児童扶養手当返還金でございますが、電話や文書などによる督促を実施するなど、解消に努めているところでございます。

二十五ページを御覧ください。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、三、民生費の二、生活福祉費、五、青少年女性対策費でございます。下から三段目の子ども・若者への相談支援活動スタートアップ事業は、相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を行う団体に対しての補助やアドバイザー派遣、研修会の開催に要した経費でございます。

次に、三、児童福祉費、一、児童福祉総務費でございます。

二十六ページを御覧ください。

上から二段目の児童一時保護事業は、中央児童相談所の一時保護所における要保護児童の行動観察等に要した経費でございます。

下から三段目の児童虐待防止対策事業は、児童虐待の早期発見・早期対応の体

制づくり等、児童虐待防止対策に要した経費でございます。

二十八ページを御覧ください。二、児童措置費でございます。

下から三段目の児童保護措置費は、児童福祉施設への措置等に要した経費でございます。

二十九ページを御覧ください。

上から一段目の児童養護施設等物価高騰対策支援事業は、児童養護施設等におけるLPガス等の価格高騰分の一部の支援に要した経費でございます。

次に、三、母子福祉費でございます。

下から六段目のひとり親家庭等就労支援対策事業は、ひとり親家庭の親等に對する就業相談や就業支援講習会等の実施などに要した経費でございます。

次に、四、児童福祉施設費でございます。

下から三段目の入所施設整備事業は、社会福祉法人が実施する施設整備に係る補助に要した経費でございます。

次に、十、教育費の六、社会教育費、一、社会教育総務費でございます。

三十ページを御覧ください。

かごしま地域塾推進事業は、市町村が実施する放課後子ども教室の運営費の助成に要した経費でございます。

以上で、一般会計についての説明を終わります。

三十一ページを御覧ください。

特別会計の母子父子寡婦福祉資金貸付事業でございます。

歳入の主なものは繰越金、貸付金元利収入などでございます。

三十二ページを御覧ください。過年度分収入未済額調べでございます。

収入未済の主な理由は、債務者の生活困窮や住所不明などによるものでございます。

過年度分の収入未済額は、令和六年度末で八千八十二万円余りですが、収入未済の解消に取り組んだ結果、表にはございませんが、令和五年度末と比較すると、千六百二十三万円余りの減額となっております。

三十四ページを御覧ください。公有財産に関する説明でございます。

公有財産の年度中の増につきましては、中央児童相談所一時保護所の用地とし

て、子ども総合療育センターから、土地の所属換えを受けたことによるものでございます。

三十六ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおり、今後とも未収債権の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上で子ども福祉課関係の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 説明が終わりましたので、質疑がありましたらお願いいたします。

○岩重委員 成果調書の四ページ、審査説明資料の六ページ、下から二つ目の結婚新生活支援事業についてです。

令和六年度は二十市町村、百六十一世帯ということで、支給世帯数が増えて、対象は三十九歳以下と確認させていただいているんですけども、支給した後を追いかけていらっしゃるのでしょうか。

○増田子ども政策課長 市町村が主体の事業でございますので、そのあとの追跡調査はしておりません。

○岩重委員 市町村にお金を交付するという形になるかとは思いますが、今、離婚世帯も増えているという問題もございまして、この新生活を支援する意味合いというのはおそらく、子供を増やしていくところの中には多分含まれていることになるのではないかと思っていますけれども、だとしたら、もちろんその世帯数は増えているんですけどいいことではあるとは思いますが、思っています。

ここから先は独り言になるのかもしれませんが、逆に妊娠したときに、例えば健康保険が使えないことが、入り用があったりするので、そういったときに何か支給できるものがあってもいいのかなと思ったりしたところでした。

○増田子ども政策課長 結婚新生活支援事業は、あくまでも少子化対策の初めとして、まずは結婚を助けるというところからございましたので、妊娠というとまた別の事業で支援させていただいているのかなと思ったりしますが、調べる時間をいただいでよろしいでしょうか。

○岩重委員 わかりました。そうですね、入口のところになるかとは思いますが、これも、これが果たして、どれだけ今効果的に働いているのか。この後、しっか

りと子供を産み育てている割合がどれぐらいなのか、結婚生活がどれぐらい続いているのか、そういったものを追いかけていくことで事業がさらに効率的なものになるのかなと思っております。

もう一点、成果調書十一ページ、審査説明資料十五ページの、離島地域不妊治療支援事業があるかと思うんですけども。

これは支給件数が、延べ件数でいうと少々下がってきているかと思いますが、各市町村がそれぞれの要件をつけて支給しているものかなと思っておりますんですけど、どういった振り分け方になっているんでしょうか。

○大小田子育て支援課長 離島地域不妊治療支援事業につきましては、市町村が補助を行ったものに対して、県が市町村に助成する事業になっておりますので、まず事業主体としては市町村が実施することになり、市町村からの申請に応じまして、県がその一部を市町村に支給する仕組みになっております。

○岩重委員 各市町村でいろいろ要件を付して支給していらっしゃるのの確認したところですけれども、では、助成が一番多かったのはどこだったでしょうか。

○大小田子育て支援課長 令和六年度実績でいいますと、奄美市の四十七件、実人数でいいますと二十五人でございます。

○岩重委員 例えば出水市の桂島、天城町とか、いろいろなところがある中で、やはり人口が多い分、奄美市というのも一定程度の理解ができる場所でした。結婚している家庭において、不妊治療の割合がどれぐらいなのか、この制度があることを認知していない方たちも、もしかしたらいらっしやるのかなと懸念いたしますと、御結婚されてこういった悩んでいらっしやる方たちに、しっかりとこの支援制度が周知される取組も期待します。

○田畑委員 不妊治療対策の二事業、違いは何ですか。

○大小田子育て支援課長 離島地域不妊治療支援事業につきましては、離島地域の方々が、本土にしか不妊治療を行う医療機関がないんですけども、そちらに治療のために行く交通費、あるいは場合によっては宿泊する費用を助成する費用でございます。

不妊治療対策事業につきましては、令和四年度から不妊治療が保険適用になったんですけども、一部、高度な治療につきましては保健医療と組み合わせながら、

先進医療として実施することになりまして、保険として対応ができないと全額自費になってしまうものですから、先進医療に関する医療費の一部を支給する事業でございます、こちらは対象として県内の、鹿児島市以外の市町村が対象になっております。

○田畑委員 何回までこの事業を使えるのかと、不妊治療をされて子供を授かったとかそういうことまで把握しているのか教えてください。

○大小田子育て支援課長 不妊治療対策事業の助成回数につきましては、一回の治療周期につき一回ということで、四十歳未満につきましては一子ごとに通算六回まで、四十歳以上四十三歳未満につきましては、通算三回まで対象になります。

これで出産まで至ったかどうか、そこは調査しておりませんが、やはり不妊治療につきましては、体がしんどくて途中でやめてしまわれることもありますし、うまく成功できずに何回も挑戦される方もおられますので、その都度、御本人にどうでしたかと聞くのはなかなかしにくいのかなということもありまして、助成する要件に結果を報告する要件は付しておりませんので、件数は把握しておりません。

○田畑委員 件数は把握していないということだったけど、やはり大変なことなんでしょうけれども、これだけの予算を組んでやるわけですから、本当に成果があるのかなのか、そこはやはり見ないといけないわけですよ。

きついのもわかるんですけど、何らかの形でそういう統計を取るとかはしていないかと、これだけお金をかけて、分からないという話ではないと思うんですね。

やはりお金をかけている以上は、しっかりとできていないのか、そういうことも含めて、もしくは、もうきついから途中でやめた方も、統計を取っていく必要があると思うんですよ。

それはやはりしっかりとすべきだと私は思いますけど、今後についてどう考えるか説明をお願いします。

○大小田子育て支援課長 御意見がありましたような件数の把握は、なかなか本人からは難しいかもしれませんが、県内で、医療機関は限られておりまして、その中である程度出産まで至ったかどうか把握できるかもしれませんので、医療機

関の協力のもとできるかどうか。ただ、この事業は、医療機関ではなくて直接本人から県に申請が来る手続きですので、医療機関がどこまで情報提供に御協力いただけるかありますが、御意見として承りながら考えてみたいと思います。

○柳 委員 不妊治療は、経済的な負担もかなり大きいと常々言われるんですけども、幾らかでもこういった助成があることはいいと思うんですが、六回治療を受けたとして、大体どれぐらい自己負担が発生するものなのか、例えば奄美市から鹿児島市内に来て治療をすると、一回につき最大何泊ぐらいされるのか分かりますか。あと、大体どれぐらい自己負担というのがわかれば教えてください。

○大小田子育て支援課長 排卵から妊娠の確認までの期間をワンクールと言いますけれども、この中で十八回から二十回程度の受診が必要になるとされています。その中で、排卵までの薬品投与は連日行う必要があります。こういったときに現地滞在ができれば身体的な負担が軽減されることとなります。

そういったものを加味しますと、ワンクールの治療の受診で、九回離島からの往復と、十五日程度の宿泊が必要ということでこの事業を作っております。

一人当たりどのぐらい自己負担があるかは、様々な治療がありまして、それぞれごとにどのぐらい自己負担があるか詳細な分析をしてないものですから、手元に資料がないところでございます。

○柳 委員 ワンクールで十八から二十回の受診と、あとは、最長で十五日ぐらいの宿泊が必要ということですね。そうしますとかなりの負担が生じるということとで、この負担額に対しての補助が、何割ぐらいの補助ですか。

○大小田子育て支援課長 こちらにつきましては、交通費は、県本土までの航空運賃もしくは船賃を基準に算定いたします。そして宿泊につきましては、一泊当たり上限五千円で、十五泊まで対象にしております。宿泊につきましては、合計額の三分の二を助成しております。

○柳 委員 やはり、かなり高額な負担が発生することがわかりました。

○大久保委員 審査説明資料十五ページ、医療的ケア児等受入体制構築促進事業セミナーの件について伺います。

知識、対応方法に理解を深める効果があったと評価がなされていますけれども、今現在、受入れの取組をしている施設があるのかどうか伺います。

○大小田子育て支援課長 医療的ケア児に関する実態調査を毎年行っておりまして、今年度、五月一日時点、医療的ケア児を受け入れている人数は三十五人（後ほど「二十六人」訂正発言あり）ということになりました。

○大久保委員 施設が適切に医療的ケア児を受け入れていくという効果、保育の質を高めるといふ効果も当然あるでしょうし、あと、人数、もしくは件数的にも増える効果があってもいいのかなと思っておりますが、そのあたりについてはどのような手応えを感じてらっしゃいますか。

○大小田子育て支援課長 先ほど三十五人と申し上げたのは、令和六年度の実績でございます。令和七年五月一日では二十六人でございます。

こちらの、研修ですけども、まだ、医療的ケアについてあまりよく分からないとか、受入れるためにどういうことを知らないとならないかがわからない方をターゲットとしまして、医療的ケア児に対する正しい知識、医療的ケア児を保育所等で受け入れるための対応方法ということで、実際に喀痰吸引の演習とか、そういうものも見てもらうものではあります。

ただ、これをやったからといってどのぐらい増えたかは、なかなか統計の取りようがないものですからそこは把握していないところです。こちらにつきましては、研修に実際に来る、あるいはオンラインアーカイブで百人を超える視聴があったところで、それなりに影響があったのではないかと考えております。

○大久保委員 医療的ケア児については、小学校以上の学校現場においても、文部科学省が受け入れを、すべての普通学校で認める努力をなささいというような方針を打ち出しておりますし、当然未就学児においても、同じように同世代の子供と過ごすということは児童の健全育成にも繋がっていくことだと思っております。こういった取組を含めて、医療的ケア児の居場所の確保に繋がる取組をなされることを期待申し上げます。

○増田子ども政策課長 先ほど、岩重委員から、結婚新生活支援事業に付随して、妊娠出産の際の経済的支援、給付について何かございますかというお尋ねがございました。

県では、妊娠したことに対しての直接的な給付は行っておりませんが、国が子ども未来戦略を策定いたしましたして、加速化プランを作っております。

その中で、出産・子育て応援交付金という制度を設けておりまして、妊娠届出と出生届出で、計十万円相当の経済的支援をしており、また、出産時の経済的負担軽減ということで、同じく国が、出産育児一時金を四十二万円から五十万円に引き上げているということでございました。

○藤崎委員 成果調書五十一ページ、かごしま地域塾の、放課後子ども教室について確認させていただきます。

児童クラブと似ているようで似ていない、内容が少し充実したものとなっているかと思いますが、子ども教室は児童クラブと同じように、学校がある日に毎日開かれているものなのか、開催頻度を含めてお示しください。

○長井子ども福祉課長 放課後子ども教室でございます。決算で申しますと、八市町、二十一教室で実施をされているところでございます。

放課後とか週末等を利用して、子供たちの活動拠点というところでの教室の実施でございますけれども、年間通じて、それを継続的にやるというところで、他の児童クラブ等々がございますが、各市町村さんにおいて子供たちの集まる場所というところで、こういう場を設けるか否か御判断のもと、団体及び学校で実施がされているところでございます。

○藤崎委員 この子ども教室の指導者は、どういう形で人選がされているのか確認させていただきます。児童クラブとはまた違うので、同じ方ではないと思うんですが、その辺の確認をさせていただきます。

○長井子ども福祉課長 指導者の配置という要件がございまして、資格は特に要しない設定にはなっております。

総括コーディネーター、地域コーディネーター、それから現場にいる学習支援員、協働活動推進員、協働活動サポーターという方々がいらっしゃいまして、子供たちを見ているというところでございます。

○藤崎委員 鹿児島島の教育的風土や伝統を生かしている部分の審査条件はないんでしょうか。事情通の人、造詣の深い人というのがそこに選ばれるべきですが、そういった観点からの選抜方法が入っていますか。

○長井子ども福祉課長 この事業は文科省の補助金を使っていますけれども、市町村が、先ほど申し上げました、指導者の配置等々は選定をされるわけですね。

ども、資格は特に要しないというところもございまして、今委員がおっしゃられたような、そもそもその事業の観点を踏まえたときに、地域でこのような活動をサポートしていただく方々がいるか否かというところでの選抜になっていると認識しているところでございます。

○藤崎委員 うちの校区にはあります。人選に当たって私が大分意見を申し上げます。

その人でないと、その人であれば、鹿児島島の教育的風土、郷中教育を含めて、よく勉強してやっていらっしゃる方がどはまりで選ばれましたけれども、しっかりとこだわる人がいないとどうしても児童クラブ的な視点での選び方に陥りがちでございますので、そこはまたいろいろ工夫をされて欲しいと思いますので、意見です。

もう一点、成果調書二十三ページ、私立学校退職金の部分、三千五百万円の助成をいただいて、基金残高が約三十億円になりましたということで、我々自民党県議団も、私立幼稚園協会と年に複数回意見交換会をしまして、その際に必ずこの基金のことも要望を受けているわけでございます。保有率という考え方があるようでございますが、令和6年度末の保有率はどれぐらいになっているのかをお示しください。

○大小田子育て支援課長 私立幼稚園退職金基金社団の基金保有率ですけれども、通常の計算でいいますと令和六年度の保有率は九十五・五%でございます。

○藤崎委員 令和六年度の支払額を見ましても二億六千七百七十三万円ということ、基金残高が三十億円とのことで、なかなか支払いも大きいんじゃないかなと思っております、ここをできるだけ一〇〇%を目指して、支援してあげるのも大事なかなと思っておりますが、その辺を目指すための協議はなされてますでしょうか。

○大小田子育て支援課長 県におきましては、退職金社団の基金に対する補助の考え方として、単年度収支と基金保有率を見ながら検討を進めましようとする基金団体の方と話をしております。

単年度収支の収支差額は、毎年度増減はあるんですけども、マイナスになることはあまりありませんで、令和六年度でいいますと、一億六千五百万円のプラス

でございます。

基金保有率、先ほど九十五・五％と言いましたが、これは株券とか、評価額はその時点でどんどん変わるものが入っておりまして、それが結構、割とマイナスが多くてですね。その分を除いて計算しますと、九十九・六％、割と高いところですね。

これまでずっと一〇〇％が続いてきたんですが、そういう面で少しづつ下がってきているというところがございます。この基金保有率の計算は、あくまでもその時点で対象となる職員が一遍にやめたときにどのぐらい払えるかということですけども、実際にはいつぺんにやめることはなかなかないものですから、その保有率の考え方というのも、今後状況を見ながら検討する必要があるかと思えます。

今現在、この基金を取り巻く状況としましては、もともとが、学校法人等が行う私立幼稚園団体に対する基金だったんですけども、新制度の関係で、認定子ども園になっていきまして、そうなるそこに保育士を雇ったりということでもどんどん雇う人が増えてくるものですから、加入者が増えます。となると加入者からの負担金がどんどん増えてきているので、今のところはプラスになっているところですけども、これが、何十年、二十年とか経ってきますと今度は辞める人が出てきますので、そうなったときにどうなるかということですので、もう少し中長期的に見る必要があるのではないかと考えております。

○藤崎委員 承知しました。

○柳 委員 審査説明資料十四ページ、働きやすい保育の職場づくり推進事業がございます。この執行率を見ますと、七十二・一％で低いなど、率直な感想ですけれども。

働きやすい職場環境づくりへの取組について、課題や情報を共有し意見交換する場を設けるために要した経費ということですね。保育の現場、保育士さんたちもなかなか続かずに辞められてしまうという実態があると思うんですけども、この事業を通して、二回、オンラインで専門家による相談が開かれているようですけれども、どういった方が相談に当たられたのか。

そして、参加園が、第一回が八園、第二回が六園ということ、これも少ない

と思うんですけども、これ県内全域ですよね。どういう周知を図られたのか。という方が専門家で入られるのか。

園の方としては、こういう事業を県がするのであれば参加したいとなるのではないかなと思うんですけども、その辺についてはどのような取組をされたのか教えてください。

○大小子育て支援課長 専門家による相談とワークショップですけれども、こういった方が相談対応したかは、委託会社にお問い合わせしまして、手元に資料がございません。

もともと、専門家による相談は十施設掛ける二回という条件をつけていまして、ワークショップも定員二十五名で設定しまして委託先を見つけましたので、たくさんの人にとり感じて最初からやる想定でなかったというものでございます。募集方法につきまして、手元に資料がございませんでしたので、今お答えできないところでございます。

○柳 委員 今の保育園等の現状を見ますと、保育士さんたちが働きやすい職場をつくっていくことは非常に重要なことだと思うんですね、そのための事業、だと思っておりますけれども。

県内全域の保育園に呼びかけをされると思うんですけども、こういう事業をするのであれば、オンラインでたくさんの方が受講、参加できたりされるわけですので、この八園と六園はとも少ないと思うんですね。

ワークショップも二十五名ということなんですが、とにかくこういう機会をもっと提供していただいて、離職に繋がらないよう、働き続けられる環境を作っていく必要があると思いますので、県としても、各市町村に対して呼びかけをしていただいて、少しでも、保育園の関係者がこういうところに参加して下さるような手だてをを考えていただきたいと、執行率も一〇〇％を目指すべきだろうと思っております。

もう一点、審査説明資料十五ページ、プライバシー保護設備等支援事業、子どものプライバシー保護のためのパーテーション設置等に係る経費の一部支援に要した経費ということで、成果調書を見ますと十六法人十八施設に対して事業を行ったということですけども。

この七・四％の執行率はどうかというところ、どういったことを目指してこの事業をなさったのかを教えてください。

○大小田子育て支援課長 お答えいたします前に、先ほどの働きやすい保育の職場づくり推進事業につきまして、こちらは諸般の事情によりまして、令和六年度限りで終了しております。

参加者が少ないのではないかとありますが、この専門家による相談は一对一の相談で、それを二回行う設定にしております。ワークショップは、いわゆる教室形式ではなくて、施設長などがグループになって、グループの中で自分たちの持っている課題とか、どういう取組をしているかを話し合いながら、参考にしてもらうということです、そんなにたくさん組み合わせを作るわけにもいかなくて、ウェブの中でワークショップでグループに分かれながら話をする関係で、大きなくくりで設定ができなかったというところでございます。

プライバシー保護設備等支援事業、こちらの執行率が低いのがなぜかという話を答えさせていただきます。

こちらの事業につきましては、令和五年度の十二月補正予算で約千三百万円計上いたしました。うち千二百五十万円を翌年度に繰り越して執行しております。

どうしてそういうことになったかといいますと、国が補正予算によって創設しました単年度の事業でございまして、国からの通知は十一月二十日に発出されました。

国庫補助金の所要額調査を国がしたんですけど、その調査の提出期限が十二月八日でございました。対象となる私立幼稚園等が百九十施設あるんですけども、そこに要望額を調査する時間的な余裕がなかったものですから、予算不足が生じることがないように、想定される最大の経費といたしまして、全施設数に補助の上限額を乗じた額を計上したところでございます。

年度末もあって大部分を繰り越したんでございますが、結果的に十八施設に対して補助を行って、多額の不用額が生じたというものでございました。

○柳 委員 そうしますと、令和六年度がこうだったということで、今年度はどうなったんでしょうか。

○大小田子育て支援課長 単年度事業で、国から新しい予算は配分されておま

せんで、令和五年度から六年度に繰り越した分を、十八施設で使って残りは使わなかったということと終わっております。

○柳 委員 昨今、様々な事件等が発生していることもあって国がこういう支援プライバシー保護のための対策を打とうということで、カメラを設置したりされたと思うんですけども、県内の百九十ある保育園施設等では、一部はそういった対策がとられたところもあるけれども、多くは取られていないという認識でいいんですか。

○大小田子育て支援課長 こちらの事業が、私立幼稚園と、鹿児島市を除く認可外の保育施設の性被害防止対策として、パーテーションの設置でありますとか、簡易な扉、あるいは、簡易個室といったものを設置すると、その中に防犯カメラというのものもありますけど、そういった費用の助成でございまして。

カメラの設置につきましては、別途事業がありまして、それは毎年度毎の予算が措置されているものでございます。(後ほど訂正発言あり)

パーテーションの必要性につきましては、この事業を行ったときには調査するいとまがなかったんですけども、どうも各園でもそもそもパーテーションだったりとか、そういったある程度の対策は講じられているという状況でございまして、結果、そんなに手が挙がらなかったというものでございます。

○前野委員 一点、成果説明書四十ページ、児童虐待の関係で第三者評価の実施というのが令和六年度で大島児相と中央児相があるんですが、どういう方々が第三者として評価していただいたのか、この辺りを教えれば。

○長井子ども福祉課長 令和六年度は大島児相と中央児相で第三者評価を実施してございます。

第三者でございすけれども、NPO法人に委託しているところでございますが、全国的に、第三者評価をできるところがそう多くございませんで、結果としてそのうちの一つの第三者評価をできるNPO法人さんをお願いして実施したところでございます。

○前野委員 第三者評価というのは、児相の職員が、例えば虐待だと、親とかいうのが多いと思うんですけど、虐待するのはですね。これがどうも不明だという場合に第三者の評価を受けるものなんでしょうか。

○長井子ども福祉課長 令和元年の児童福祉法の改正によりまして、児童相談所の業務の質の評価を行う、そしてその業務の質の向上に努めるという流れを受けまして、第三者評価制度が導入されたところでございます。

ですので、委員がおっしゃられるような、個別具体の事案についてそれが適だった不適だったというところではございませんで、いろいろな項目の中において抽出で見える場合もあるかと思えますけれども、質の向上というか、そういう観点から、第三者として評価をしていくという流れになっているところでございます。

○前野委員 NPO法人等に委託されるということで、これはドクターも入っていますか。

○長井子ども福祉課長 この団体に、ドクターがいるかについては確認できていないところでございます。

○前野委員 最後ですけれども、成果調書二十九ページに予算があるんですが、児童虐待であったのか、その児童が、虐待を受けた確認をなるべく早くしないといけないということもあって、法医学鑑定を、確か県は委嘱していると思うんですが、差支えがなければ、どこに委嘱しているのか。委嘱した際の、実際に鑑定をしていただいた際は一件幾らなのか、年間を通してなのか、その額も分かれば教えてください。

○長井子ども福祉課長 議員御指摘のとおり、法医学鑑定を実施しているところでございます。

お願いしている先は、法医学のドクターはたくさんいらっしゃいまして、鹿児島大学さんをお願いしているところでございます。

年間契約ではございませんで、都度です。医学鑑定が必要な場合について、お願いをしているところではございまして報酬として、一回、五千元（後ほど「三十分で五千元」訂正発言あり）お支払いをさせていただいているところでございます。

○前野委員 三十九ページの事業、法医学鑑定に関する費用はどの事業の中に入っているのでしょうか。そして総額も教えてください。

○長井子ども福祉課長 児童相談所という項目が書いてございます。いろいろ小さな事業がたくさんありますから、成果調書上は、児童相談所と記載してござい

ます。この児童相談所の中の経費で一部含まれているところではございまして、別途、法医学鑑定事業が別事業であるというところではございません。

○前野委員 五千元の、平均的に回数がまちまちでしょうか。令和六年度は何回ぐらいあったのでしょうか。

○長井子ども福祉課長 法医学鑑定をお願いした令和六年度の件数でございまして、二十九回、三十一件でございます。

○元山委員 審査説明資料二十九ページ、成果調書四十八ページ、入施設整備事業で、里親支援センター開設に要する費用、八百万円が補助されていると思います。

里親支援センターは委託ですか。委託料が令和六年度決算で発生していれば委託料を伺います。

もう一点が、中央児童相談所管理運営事業費が、執行率九十三%となっていて、里親支援センターに移管する前が十五市町村の所管をされていたと思いますが、鹿児島市だけ残してこの南さつま市の社会福祉法人に移っていると思うんですが、業務負担が軽減されて、執行率が九十三%ということでしょうか。

○長井子ども福祉課長 成果調書四十八ページの八百万円でございますけれども、開設に要する費用というところで、この分につきましては補助になってございます。それ以降の運営につきましては、措置費になってございます。

里親支援センターは、南さつま市に、本県初として、令和六年十二月に開設いたしましたところでありまして、地理的な関係等もございまして、鹿児島市分につきましては除かれてございます。

一方、里親支援の体制につきましては、中央児童相談所にも担当職員はおりますので、一定の業務軽減をしているとは考えておりますが、まだ昨年十二月に開設したばかりというところもございまして、県下各地に里親さんいらっしゃるところでございまして、これから、支援センターの効果が徐々に出てくるものであろうかなと認識しているところでございます。

○柳 委員 審査説明資料二十七ページ、ヤングケアラー支援事業、成果調書ではヤングケアラー研修事業がありますが、第一回目の研修会は参加者百十五人、第二回目が百十四人ですが、これはどういった方々が研修に参加されていたのか。

そして、コーディネーターの配置もしましたということですが、どこに何人ぐらゐのコーディネーターがいらっしやって、どこに配置されたのかを教えてください。

**○長井子ども福祉課長** まずヤングケアラー研修事業でございます。ヤングケアラーは、地域の周りの皆様方になかなか気づかれにくいというところもございませう。そういったことを地域の方々にはわかっていただきたいというところもございまして、参加者につきましては福祉、介護、医療、教育の関係機関の方々にお声掛けさせていただいて、研修会を実施したところでございます。

コーディネーターでございますけれども、かごしま子ども若者・総合センターというところがございます。その中に、ヤングケアラーのコーディネーターを一人配置しているところでございます。

**○柳 委員** 県内全域を包括することになるかと思っておりますので、一人ではあまりにも少ないと思いますが、今年度は、いろいろ研修事業とかをなさって、人は増えているのか、いかがですか。

**○長井子ども福祉課長** コーディネーターはお一人のままでございますけれども、委員御指摘のとおり、子ども若者・総合センターのみで対応はなかなか厳しいところがあります。

研修会を各地で開催しつつ、その地域のNPOの方々やそういったヤングケアラーさんも含めました相談対応ができるよう、団体を育成するために助成を行っているところで、県下全域で取り組んでいる対応をとっているところでございませうので、コーディネーターの増員よりも、相談対応は子ども若者・総合センターで実施いたしますけれども、地域においてそういう方々への支援、相談対応をとるべく、各地域において団体が活動できるような格好での助成を行っているというところでございます。

**○柳 委員** ヤングケアラーは非常に外から分かりにくいですので、地域の方々というよりもやはり学校、教職員の方々の気づきが大きいのかなと思います。

学校の教職員にそれを全部求めるのは非常に厳しいですので、福祉の視点を学校、教育機関に入れていただいて、今、カウンセラーとかスクールソーシャルワーカーがいらっしやるわけですけれども、ぜひそういうところの連携をもっと密

に図っていただいて、せっかくコーディネーターもいらっしやるので、そこと教育機関が繋がるような仕組みを作って欲しいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

**○長井子ども福祉課長** 先ほど、研修の参加者について、福祉関係、教育関係と申しました。

学校の先生方、スクールカウンセラーの方々も、当該研修には参加しているところでございますので、委員御指摘のとおり、当該研修には広く参加いただいておりますから、そういう中で、引き続き連携を図っていきたくと考えているところです。

**○小川委員** 審査説明資料二十七ページ、子ども食堂のことで、物価高騰の影響を受けている子ども食堂の活動経費の一部補助に要した経費が、執行残が多いんですけれども、活動経費はどのようなものが当たるんですか。

**○長井子ども福祉課長** 子ども食堂物価高騰対策事業の件でございます。子ども食堂で食事を提供しているわけですけれども、その食材が物価高騰により上がっていることも踏まえまして、食事の提供数に応じて、各子ども食堂に補助を行ったところでございます。

**○小川委員** 物価高騰ということで、子ども食堂は、ほとんどがガスとか電気とかは使わずに、お借りした施設でやっているわけですけれども、この上の方にあります、子ども食堂の新規開設支援やアドバイザー派遣は具体的にどういうものであるのか。それと、百七十か所ある子ども食堂全てにこういう支援をいらっしやるのか、教えてください。

**○長井子ども福祉課長** 子ども食堂地域ネットワークづくり応援事業でございます。まず新規開設を図る立ち上げ応援事業といたしまして、一か所当たり上限十三万円として補助を行っているのが一つ。

それから、地域において子ども食堂ネットワークの拠点づくりとして、いろいろ企業の方々等から食材を提供いただいたりされるわけですけれども、運搬、食材等を保管したりという場所が、例えば冷蔵庫とか、そういったようなもの拠点づくりを支援するために、一か所当たり百五十万円の補助を盛り込んでいるところでございます。

○小川委員 拠点は、フードバンクなども含まれるんですか。

○長井子ども福祉課長 百五十万円と申した部分につきまして、補助対象に冷蔵庫と申しましたけれども、備品購入費、建物の修繕費とかに補助をしているところでございます。

フードバンクと御指摘いただきましたけれども、どのような使われ方をするかというところについては、百五十万円を拠点を作り、地域の子ども食堂がいくつかありますから、それはネットワークを形成して、当該地域のネットワークがどのような活動をするかを、県としては支援しているという取組でございます。

○小川委員 フードバンクは倉庫を借りたり、学校跡地を借りたりしていますよ。そういう用途の一部に充ててもいいんですか。

○長井子ども福祉課長 ネットワークを構築して、地域において子ども食堂活動をより推進していくというところでございます。

ネットワークづくりには、先ほど申しました百五十万円とは別途、ネットワークの協議体制を作るところで、二十万円の補助限度額を設けてございまして、その対象経費といたしましては、旅費、役務費、使用料賃借料等を盛り込んでいるところでございます。

○小川委員 ハードみたいなもの、冷蔵庫とかハード面に百五十万円が使えて、二十万円は連携をしていくのに使えてということ、東開町にある窓口はどれに当たるでしょうか。

○長井子ども福祉課長 先ほどの答弁の確認をさせていただきます。ハード整備につきましては、百五十万円。ネットワークづくりで別途上限二十万円の中には、使用料、家賃、そういうところは対象経費として、認めているというところでございます。

○益山子ども政策局次長 ネットワークづくり事業は、もともと東開町の「たくして」さん、あそこがいろいろ受け入れている中心になるんですけど、そこからだと、なかなか大隅とか離島に食品の配送ができないということで、その地域の拠点となる子ども食堂を作って、そこが地域でネットワークを張ることで、そこが小さな、「たくして」さんのような役割を担いながら、その地域のほかの子ども食堂さんに食材を届けていくと。こういうときには、協議体を作る経費も

必要ですし、大きな冷蔵庫とか、そういうものが必要になるという形で、補助を行っているのが概要でございます。

○小川委員 二十万円が降りるのは「たくして」さんのようなところだと、ハード面だとういうところがあるんでしょうか。

○益山子ども政策局次長 例えば大隅地域、南薩地域で、「たくして」さんから、物が運ばれてくると、その地域の食材が集まる分もあるんですけど、ネットワークの拠点となるところで冷蔵庫とかに保管して、その地域の小さな子ども食堂に配送していく。要は、本店があつて本店がすべてやるのはなかなか難しいことですので、地域に支店のような、子ども食堂が小さな拠点となつていただいて、その地域のネットワークを組んだ子ども食堂に食材を届けていくということ、その拠点を作るときに、食材を入れたりする大きな冷蔵庫とか、ちよつとした場所も必要であるというところで、百五十万円の補助が設けられているということでございます。

○小川委員 フードバンクさんが、南さつま市、鹿児島市、霧島市にあります、その人たちはハード面を応援してもらえて、そして「たくして」さんに届けるというシステムになるんですか。

○益山子ども政策局次長 子ども食堂の食材は「たくして」さんに集まることが多くて、そこに集まっても、地域に届ける配送手段がなかなかない。

地域の拠点をつくれば、そこに食材が集まるなり、その拠点まで「たくして」さんから食材を運ばないと、効率的になります。

例えば、フードバンクさんが地域の拠点になろうとすれば、地域の子ども食堂さんとネットワークを組んで、地域から集めた食材を配る、子ども食堂的な役割をしないといけないので、普通のフードバンク的な役割だと、もしかしたら違うかもしれないと思います。

その地域の子ども食堂さんに、集まってきた食材を効率的に届けるハブ的な役割を行うというところであります。

○大小田子育て支援課長 先ほどのプライバシー保護設備等支援事業の中で、発言を訂正させていただきます。

防犯カメラにつきましては既存の事業があると申し上げましたけれども、こち

らにつきましては、認可外保育所につきましては事業がございました。

幼稚園につきましては、外部からの侵入防止のための防災カメラはあるんですけども、施設内での性被害防止という観点のものではございませんでしたので、訂正させていただきます。

○長井子ども福祉課長 先ほど前野委員から御指摘いただきました法医学鑑定の対価でございます。

一回に五千円と申しましたが、三十分で五千円をお支払いしているところでございます。

○今和泉参事（母子保健・医療担当） 先ほど岩重委員の結婚妊娠に関する支援に関する御質問で、子ども政策課長から出産子育て応援交付金について説明いたしましたので、補足で、成果調書十ページに記載がございまして、令和六年度までは、経済的支援の部分につきまして六分の一の負担がございました。これは、核家族化や、地域の繋がりが希薄化していつて孤立感、不安感を抱く世帯が少なくなく、子育てに必要な支援につなぐための伴走型相談支援、これがメインで、それに実行性を持たせるために経済的支援を行うという仕組みになってございます。

令和六年度でこの事業は一旦終わっておりますので、令和七年度も同じような仕組みになっているんですけども、経済的な交付金自体は国から直接市町村にお金が行くような仕組みになっております。

○永井委員長 他に質疑はありませんか。

他にないようですので、これで子ども政策局の審査を終わります。

明日は午前十時から農政部、観光文化スポーツ部及び議会事務局の審査を行います。

本日の委員会はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午後四時二十八分散会